

◆町・県民税、所得税の申告相談日程◆

《還付申告》

と き		と ころ	対象地区
2月1日(火)~3月15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)	9:00~16:00	越前町役場	全地区

《確定申告》

と き		と ころ	対象地区
2月16日(水)~3月15日(火) (土・日曜日を除く)	9:00~16:00	越前町役場	全地区
2月16日(水)~2月18日(金)	9:00~16:00	宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月22日(火)~2月25日(金)	9:00~16:00	織田コミュニティセンター	織田地区
3月 1日(火)~3月 3日(木)	9:00~16:00	越前コミュニティセンター	越前地区

◎申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・地震保険・国民年金など)
- ④医療費の領収書(医療費控除)
- ⑤寄附金の受領証(寄附金控除)
- ⑥金融機関の通帳(還付を受ける人、本人名義に限る)
- ⑦口座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)

★申告前にご準備ください★

相談日や申告期限間近には、会場が混雑します。各地区で、相談日を設けておりますので、出来るだけ申告は自分で記入できる箇所は記入し、必要な書類を忘れず持参してください。

- 事業・農業所得などを申告される人は、収支内訳書は事前に作成し持参しましょう。
- 医療費控除を申告される人は、医療費の明細をまとめておきましょう。
- 青色申告や土地・株の譲渡所得、山林所得などがある人は税務署で申告してください。

問合せ先 税務課 ☎34-8709 宮崎コミュニティセンター☎32-2000
越前コミュニティセンター☎37-1501 織田コミュニティセンター☎36-1111

町県民税、所得税の申告はお早めに！

町県民税の申告と所得税の確定申告が**2月16日(水)**から始まります。

申告は1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。該当する人は**3月15日(火)**までに申告してください。

◎申告の必要がある人は？

- ①平成22年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)との合計額が20万円を超える人
- ④事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人
- ⑤収入が公的年金のみで、配偶者控除や社会保険料控除などの各種控除を受けようとする人
- ⑥町県民税については、平成22年中の給与所得以外の所得金額(事業・不動産など)の合計が20万円以下の人

◎申告をすると税金が戻る人

次のいずれかに当てはまる人は、源泉徴収された税金が申告により還付されます。

- ①給与所得者・年金所得者などで、雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人
- ②平成22年途中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人
- ③給与所得者で、年末調整を受けていない人で所得控除(生命保険料など)がある人
- ④住宅ローンなどを利用して、住宅の新築・増改築をした人

◎公的年金を受給されている人へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、「雑所得」となります。

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。また、源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

